

平成 30 年 5 月 31 日

総務省情報流通行政局情報通信政策課 御中

一般社団法人全国銀行協会

『情報銀行』の認定に係る指針 ver1.0 (案) に対する意見について

今般、標記指針案（平成 30 年 5 月 11 日公表）に係る意見募集に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

『情報銀行』の認定に係る指針 ver1.0(案)に対する意見

No.	該当箇所	意見等	理由等
1	全般	検討されているスキーム等では、「情報銀行」や「情報信託機能」といった用語が用いられている。総務省は、これらの用語と銀行法第6条や信託法第2条に規定されている「銀行」という名称・商号の使用や「信託」の定義との関係について、所管省庁である金融庁や法務省とどのように整理のうえ、用いているのかご教示いただきたい。	資料を見る限り、検討されているスキーム等は銀行法上における「銀行」や、信託法における「信託」とは異なる概念と考えている。ただ、(銀行、情報銀行双方の)利用者が誤認しないとも限らず、また、両者の違いについて質問を受けることも考えられることから、確認するもの。
2	P.5 とりまとめの基本的な考え方 (認定の対象について)	認定取得は任意という前提であるが、必須とすべき。	大量の情報を取り扱い、個人に代り第三者提供の判断機能を有する情報銀行には、社会的責任も大きく、未認定事業者は消費者からの信頼を得られないと思われ、実質的には必須となる可能性があるため。また、未認定事業者による事故により情報銀行という枠組み自体が世の中に受け入れられなくなることを防ぐため。
3	P.5 とりまとめの基本的な考え方 (認定の対象について)	認定の対象について、①本人に代り第三者提供の妥当性を判断するサービス(事業者)を対象としているが、妥当性の判断が広くなりすぎる懸念があり、情報銀行が判断できる水準は対外的に明確にすべき。 加えて、①と②-1本人が消極的に第三者提供先を判断するケースのみならず、②-2本人が個別に第三者提供先を積極的に判断するケースにおいても、認定の対象に含めるべき。	①については、個人情報情報銀行の不明確な判断で第三者に提供されるリスクがあり、個人が情報を預けなくなる懸念があるため。 ②-2については、本人が判断に関与する方式など適切な運用がなされているかという観点もあるので、対象から除外すべきではないと考えられるため。
4	P.7 とりまとめの基本的な考え方 (個人のコントロールABILITYの確保について)	「他方、現時点において情報銀行は存在しておらず、データの流通促進を進めるという社会的要請を踏まえ、情報銀行が市場に登場し、競争する環境を整備することが急務。」とあり、複数の情報銀行が市場で競争を行うことが想定されているが、「競争領域」をもう一段階具体化していただきたい(認定要件のより一層の具体化を希望する)。	認定要件と競争要件を明確に区分できるようにしていただきたい。
5	P.15 認定基準 3)ガバナンス体制	ガバナンス体制(①基本理念)として、個人から情報を信託される立場をより明確にするため、「顧客本位の業務運営体制」を原則として盛り込むべき。	情報を信託するためには、金融機関等に求められるような、お客さま本位での情報管理・ガバナンス態勢が必要と考えられるため。
6	P.16-17 認定基準 4)事業内容	情報信託に求められる機能として、「個人に代わって収集・管理する機能」と「個人に代わって情報を運用する機能」が必要と考える。 本指針(案)で想定されている情報銀行の業務が運用する機能に偏っているため、運用するために個人に代わって情報を収集・管理する機能も含めるべき。	データ提供事業者が多数になるケースも想定されるが、その場合、個人が全てのデータ提供事業者と情報の移行に関して事前に了承を得る事は困難、かつ、個人の管理負担が大きいと考えられるため。
7	P.16 認定基準 4)事業内容① (個人への明示及び対応)	「個人情報の第三者提供を行う場合の提供先第三者及び利用目的に関する判断基準及び判断プロセス」とあるが、提供予定の事業者リストが提示されるべき。	個人は、最終的に提示された提供予定事業者リストから、提供可否を選択可能であることが望ましいため。

8	P.17 認定基準 4)事業内容② (個人のコントロールビリティを確保するための機能について)	複数事業由来の別々の個人情報を名寄せすることで新たな価値ある情報を生み出すべき。また、そのようなことが機動的にできるように、既存の銀行で言うところの「インターバンク取引」のような、情報銀行間での情報の取引が可能となるべき。	情報提供先の立場からすると、一つの事業に閉じた情報にはそれほど価値はない。たとえば、収入情報と健康情報が名寄せされることにより生成される「収入と健康状態の相関関係が分かる統計データ」などに情報として価値があると思われるため。
9	P.17 認定基準 4)事業内容② (個人のコントロールビリティを確保するための機能について)	「利用者が個別の提供先、データ項目等を指定できる機能を提供する場合には、その旨を明示すること」とあるが、データ提供の単位は提供先事業者ごとに「人単位」であることが望ましい。	「個人別」かつ「データ項目」レベルで指定可能とすると、情報粒度が統一されず、情報が活用しづらくなる懸念があり、提供先事業者の管理が極めて煩雑化する懸念があるため。
10	P.17 認定基準 4)事業内容② 個人のコントロールビリティを確保するための機能について	「提供の日時、提供されたデータ項目、提供先での利用状況など、履歴の詳細を提供する場合は、その旨を明示すること」とあるが、利用状況についてはどのような詳細度/信頼度の情報管理が必要かご教示いただきたい。	管理レベルが細かすぎると、活用事業者としては使い勝手が悪い可能性がある一方で、管理レベルが細かい方が、活用事業者のリスクが下がり、使いやすいことも考えられる。バランスを考慮したルール設定を希望する。
11	P.17 認定基準 4)事業内容② (責任の範囲について)	内容に同意するが、情報提供先が、情報提供元の情報であると分かるかたちで情報漏えいした場合、情報提供元にレピュテーションリスクが及ぶケースが想定される。こうした場合の損害賠償責任については、もう一段の論点整理が必要と思われる。	個人への損害賠償が想定される一方で、情報提供元事業者の事業に損害を与えてしまうようなケースのリスクについては、もう一段階具体的に想定を行いたい。
12	P.22 モデル約款の記載事項 1 個人と情報銀行の間 2)定義	対象の「個人情報」について、対象外として「要配慮個人情報」・「クレジットカード番号」・「銀行口座番号」も含めるべき。	情報銀行を介した金融サービス等を考えると左記情報も取り扱う必要があり、個人にとっての便益が失われる懸念がある。一律に対象外とするのではなく、情報の種別により、第三者提供について「包括的同意で可能な範囲」「個別同意が必要な範囲」の検討が必要と考えるため。
13	P.24 モデル約款の記載事項 1 個人と情報銀行の間 11)損害賠償責任	免責条項の記載がないが、明確化することが望ましい。	リーガルリスク管理体制整備のため。
14	P.27 認定団体における認定スキーム 2)認定する際の審査の手法	「(なお、認定は、事業者単位/事業単位いずれでも申請を受け付けることとし、申請の対象となる事業の範囲は申請事業者側が定義する)」とあるが、認定は事業者単位とすべき。	認定基準に含まれる要件は事業者単位で示されるものであるため。
15	P.27 認定団体における認定スキーム 2)認定する際の審査の手法	「認定料の設定・更新手続きの設定」とあるが、更新期間についても設定・明示することが望ましい。	情報銀行を担う事業者の業務負荷を明確にするため。

以上